

## 消防同意・消防用設備等工事に関する手続きについて

三田市内全ての確認申請(計画通知含む)を要する建築における消防同意、事前相談をはじめ、消防用設備や火災予防条例に関する各種申請・届出等は全て、三田市消防本部予防課が担当します。

三田市消防本部 2 階〔予防課〕 三田市下深田 396 番地 直通電話:079-564-7307  
執務時間 平日の 9 時から 17 時 30 分まで

※打合せについては事前連絡をして予約を頂いた方を優先して対応しております。

### <消防用設備の工事開始前には>

①工事整備対象設備等着工届出書(消防設備士でなければ行ってはならない工事／令第 36 条の 2)

②消防用設備等工事計画届出書 (消防設備士以外でも工事できるもの)

①、②の何れかを工事開始の 10 日前までに正副 2 部提出してください。

(根拠法令／消防法第 17 条の 14)

※届出書は原則、棟ごとに作成して届出してください。

各種届出書類については、兵庫県消防設備保守協会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.hyogo-sshk.or.jp/download.html>



消防用設備等の概要表等については、神戸市消防局のホームページからダウンロードできます。

[http //www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/yousiki/syoubousetubigaiyouhyou.html](http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/yousiki/syoubousetubigaiyouhyou.html)



### <消防用設備の工事が完了したら>

消防用設備等設置届出書を工事が完了した日から 4 日以内に正副 2 部提出してください。

(根拠法令／消防法施行規則第 31 条の 3)

※届出書は消防用設備の種類別で棟ごとに作成して届出してください。

### <消防用設備の完了検査について>

消防用設備等の工事が完了したら消防検査を受検してください。

(根拠法令／消防法施行令第 35 条)

消防検査日は可能な限り早めに電話予約してください。原則、消防検査日の 3 日前までには消防用設備等設置届出書の他に、防火対象物使用開始届(市条例第 46 条／使用開始の 7 日前までに届出)、その他必要な届出書を全て提出してください。

なお、小規模または消防用設備等の設置のない防火対象物にあつては、防火対象物使用開始届出の際に写真添付により、現地検査を省略する場合がありますので、当課までご相談ください。